西村あさひ法律事務所
NISHIMURA & ASAHI
アジアニューズレター

2021年
6月9日号

ミャンマー：年次報告の提出遅延に対する暫定的な延滞料の免除について

執筆者： 湯川 雄介、鈴木 健文、中島 朋子

5 月 29 日に、会社が年次報告の提出を遅滞した場合の延滞料(Late Fee)を暫定的に免除する旨の告示(Notification No.115/2021)が投資企業管理局(DICA)より発表されましたので、下記のとおりお伝えします。

1. 現地法人及び支店の年次報告提出義務、及び提出遅滞の場合の不利益について

(1) 現地法人及び支店の年次報告提出義務

ミャンマー会社法(以下単に「会社法」といいます。)上、現地法人及び支店のいずれも、年に一度、年次報告(Annual Return)を提出する必要があります。そのタイミングは、現地法人の場合は毎年その設立の日から 1 ヶ月を超えない期間内(会社法 97 条(a))、支店については本店の各会計年度の末日から 28 日以内(会社法 53 条(a)(i))とされています。

年次報告の提出は、DICA が運営するウェブサイト Myanmar Companies Online (MyCO)の各社のページから、所定のフォーム(現地法人の場合は AR、支店の場合は Form E-7)を提出することによって行うことができます。現地法人･支店のいずれにおいても、年次報告の提出の際には、手数料として 2021 年 6 月 8 日現在 5 万チャット [1]をオンライン決済にて支払う必要があります。

この点、現在のミャンマー情勢を受けて、ミャンマーでの事業の中断等を検討されている企業もあると思われますが、会社法上休眠制度はないため、たとえミャンマーでの事業を事実上中断した場合であっても、当該企業は年次報告提出義務を引き続き負うこととなる点に注意する必要があります [2]。

[1] https://www.myco.dica.gov.mm/public/PrescribedForms.aspx

[2] この点のご説明については、2021 年 3 月 5 日付当事務所ニューズレター2.(3)もご参照ください。
https://www.nishimura.com/ja/newsletters/asia_210305.html

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室
E-mail: newsletter@nishimura.com

© Nishimura & Asahi 2021

(2) 年次報告の提出が遅れた場合の会社法上の不利益

前記(1)の提出期限を過ぎても、後述の登記抹消をされない間は、年次報告を提出することは可能ですが、その場合には、延滞料を支払わなければならないこととされ、その金額は 2021 年 6 月 8 日現在 10 万チャット [3]とされています。延滞料は、年次報告の提出の際に、MyCO を通じて併せて支払うこととなります。

また、上記の延滞料とは別に、会社法上、現地法人に年次報告の提出義務の違反があった場合、当該義務違反を認識しながら関与した当該会社、取締役及び役員に対して、50 万チャットの罰金が科され得るとされています(会社法 105 条)。支店の違反の場合には、当該支店、取締役及び授権役員に対し、違反毎に 25 万チャットの罰金がそれぞれ科され得るとされています(会社法 54 条)。

更に、現地法人又は支店が年次報告の提出義務を怠った場合、登記官は通知等の手続を取った上で、最終的には当該現地法人又は支店の登記の停止や抹消を行い得ることとされています。

2. 延滞料の免除に関する 2 つの Notification の発出

(1) 2021 年 4 月 27 日付 Notification No.110/2021(以下「4 月 27 日付告示」といいます。)

DICA は、4 月 27 日付告示において、国の現在の状況下においてインターネットサービス及び銀行サービスの利用が困難であることから、2021 年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの間、暫定的に、現地法人及び支店のいずれについても、年次報告の提出遅延に係る延滞料を免除する旨のアナウンスを行いました。なお、提出の際の通常の手数料は依然として支払う必要があります。

(2) 2021 年 5 月 29 日付 Notification No.115/2021(以下「5 月 29 日付告示」といいます。)

また、DICA は、5 月 29 日付告示において、4 月 27 日付告示にて定めた延滞料の暫定的な免除期間を 5 月 1 日から 5 月 31 日まで延長する旨のアナウンスを行いました。

既に免除期間が経過しているため、2021 年 6 月以降も同様のアナウンスがなされるかについては注視する必要があります。

3. 小括

4 月 27 日付告示及び 5 月 29 日付告示のいずれにおいても、上記 1.(2)の延滞料以外の会社法上の罰金等についても科さない趣旨であるかは明記されていません。

また、いずれの告示も延滞料を免除するとしているのみで、年次報告義務それ自体を免除するとはしていませんので、これらの告示にかかわらず、年次報告義務については適時に行って頂く必要があります。

[3] https://www.myco.dica.gov.mm/public/PrescribedForms.aspx

© Nishimura & Asahi 2021

ゆかわ　ゆうすけ
湯川　雄介　西村あさひ法律事務所　パートナー弁護士　ヤンゴン事務所代表
y.yukawa@nishimura.com

1998 年慶應義塾大学法学部法律学科卒業、2007 年スタンフォード大学ロースクール卒業(LL.M.)。2013 年 1 月よりミャンマーに駐在し、数多くの日系企業に広くアドバイスを提供してきたほか、ロビイング活動、法整備支援プロジェクトへの関与も多数。Chambers Asia- Pacific および Chambers Global において、ミャンマーの General Business Law の分野で Leading Individual に選出。

すずき　たけふみ
鈴木　健文　西村あさひ法律事務所　弁護士
ta.suzuki@nishimura.com

2009年弁護士登録。2016年カリフォルニア州弁護士登録。2015年より1年間ヤンゴンに常駐し、現地の法律事務所で勤務。また、2016年、2019年には、法務省よりミャンマーの法制度、リーガルニーズ等を調査する業務を受託。その他ミャンマー裁判官へのビジネス法務に関する法教育にも関与。現在は、クロスボーダーの M&A、コーポレート案件に携わる他、ミャンマー法務全般に深く携わっている。近著に「別冊 NBL No.171 ミャンマー不動産法の理論と実務」(共著)がある。

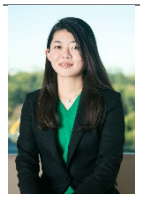

なかしま　ともこ
中島　朋子　西村あさひ法律事務所　弁護士
to.nakashima@nishimura.com

2017 年から 2019 年まで独立行政法人国際協力機構(JICA)長期派遣専門家として首都ネピドーに駐在した。現地裁判官・法務長官府職員との緊密な協力関係のもと、ミャンマーにおける知財裁判制度整備や民事調停制度導入等に関与した経験を有する。

© Nishimura & Asahi 2021

西村あさひ法律事務所では現在、国内外に 18 の拠点を設けています。

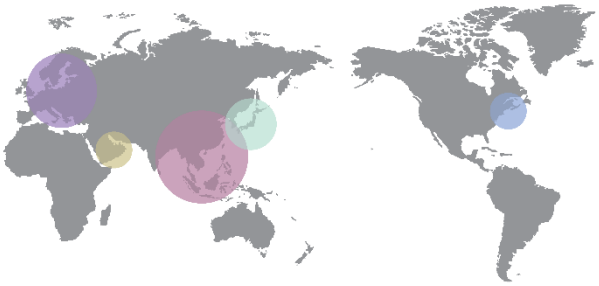

ニューヨーク
Nishimura & Asahi NY LLP
Tel +1-212-830-1600
E-mail info_ny@nishimura.com
執行パートナー 山口勝之
副執行パートナー 清水恵
パートナー 辰巳郁
浦野祐介

ドバイ
Tel +971-4-386-3456
E-mail info_dubai@nishimura.com
カウンセル 森下真生

東京
東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124
Tel 03-6250-6200 Tel 03-6250-7210（弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所）

名古屋
Tel 052-533-2590
社員 藤井宏樹

大阪
Tel 06-6366-3013
社員 臼杵弘宗
井垣太介
廣田雄一郎
伴真範

福岡
Tel 092-717-7300
社員 尾崎恒康
髙木謙吾
舞田靖子

フランクフルト
Nishimura & Asahi Europe Rechtsanwaltsgesellschaft mbH
Tel +49-(0)69-870-077-620

デュッセルドルフ
Nishimura & Asahi Europe Rechtsanwaltsgesellschaft mbH
Tel +49-(0)211-5403-9512

E-mail info_europe@eml.nishimura.com
共同代表 石川智也
Dominik Kruse

バンコク
Tel +66-2-126-9100
E-mail info_bangkok@nishimura.com
共同代表 Chavalit Uttasart
小原英志
Jirapong Sriwat

ジャカルタ*1
Walalangi & Partners
Tel +62-21-5080-8600
E-mail info@wplaws.com
執行パートナー Luky Walalangi

Rosetini & Partners Law Firm
Tel +62-21-2933-3617
E-mail info_jakarta@nishimura.com
パートナー 町田憲昭

ヤンゴン
Tel +95-1-8382632
E-mail info_yangon@nishimura.com
代表 湯川雄介
副代表 今泉勇

北京
Tel +86-10-8588-8600
E-mail info_beijing@nishimura.com
首席代表 中島あずさ
代表 志賀正帥

上海
Tel +86-21-6171-3748
E-mail info_shanghai@nishimura.com
首席代表 野村高志
代表 東城聡
木下清太

シンガポール
Tel +65-6922-7670
E-mail info_singapore@nishimura.com
共同代表 山中政人
宇野伸太郎
パートナー 佐藤正孝
煎田勇二
Ikang Dharyanto

ご案内：シンガポール法法律事務所であるBayfront Law LLCとのNishimura & Asahi-Bayfront Law Allianceにより、シンガポール法を含んだリーガルサービスを提供しております。

Okada Law Firm(香港)*2
Tel +852-2336-8586
E-mail s.okada@nishimura.com
代表 岡田早織

ハノイ
Tel +84-24-3946-0870
E-mail info_hanoi@nishimura.com
ベトナム事務所統括 小口光
代表 平松哲

ホーチミン
Tel +84-28-3821-4432
E-mail info_hcmc@nishimura.com
ベトナム事務所統括 小口光
代表 大矢和秀
Vu Le Bang
Ha Hoang Loc

台北
西村朝日台灣法律事務所
Tel +886-2-8729-7900
E-mail info_taipei@nishimura.com
共同代表 孫櫻倩
張勝傑

*1 提携事務所 *2 関連事務所

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出および撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネスおよび法律実務を熟知した、実践的なリーガルサービスの提供を行っております。本ニューズレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。

© Nishimura & Asahi 2021